

様式3（事業評価調書）
（評価年度：令和8年度）

事業評価（目的設定、中間評価、事後評価）

秋田県警察運営の基本方針と重点目標				
重点目標	県民を犯罪等から守るための取組			
施策の方向性	被害者の視点に立った警察活動			
事業名	犯罪被害者支援事業	事業年度	H 9	年度～ 年度
所属名	警察本部警務部警務課			
係名	被害者支援係			

1 事業実施の背景及び目的

平成17年、犯罪被害者等基本法が施行され国、地方公共団体、関係機関等が連携して、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指すこととされた。

2 事業概要及び財源

（単位：千円）

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	犯罪被害者支援に要する経費	犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を目的とした活動を行う。	6,900	5,221	
2					
3					
4					
その他合計（件）					
財政内訳	左の説明		6,900	5,221	
国庫補助金	都道府県警察費補助金ほか		2,886	2,222	
県債					
その他					
一般財源			4,014	2,999	

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	警察本部臨床心理士によるカウンセリング等実施状況（件）【業績指標】									
指標式	犯罪被害者等からのカウンセリング等の要望に対する実施件数									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	当該年度中（実績bは暦年1～12月）									
年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
目標a	全て	全て	全て	全て	全て	全て				
実績b	144	233	342	203	246	226				
b/a	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				

【指標Ⅱ】

指標名	警察署等の被害者支援員運用状況（件）【業績指標】									
指標式	犯罪被害者等からの支援の要望に対する被害者支援員の運用件数									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	当該年度中（実績bは暦年1～12月）									
年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
目標a	全て	全て	全て	全て	全て	全て				
実績b	250	244	214	168	244	234				
b/a	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

--

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	平成25年4月、秋田県犯罪被害者等支援条例が施行され、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することとされた。県警察としては、第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に基づき、途切れることのない支援を着実に推進する必要がある。
----	---	----	--

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	カウンセリングや被害者支援員による支援の要望には全て対応したほか、公費負担等各種制度を適切に運用するなど犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。さらに県等と連携した各種施策を通じ、犯罪被害者等の現状や心情に対する県民の理解を深めるなど効果的な支援活動を行った。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	a	理由	犯罪被害者遺族による「命の大切さ学習教室」を小・中学校、高等学校及び特別支援学校10校において開催し、聴講した児童生徒から講師（犯罪被害者遺族）に宛てた手紙を書いてもらうなど同教室を効果的に推進した。また、各種施策を重層的に展開し、施策効果の一層の向上を図った。
----	---	----	---

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	A	前回結果	A
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点が全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点が全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

犯罪被害者支援事業は、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や地域社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図る有用かつ効果的な事業であり、継続して推進していく必要がある。

(2) 今後の対応方針

現状維持で継続していく。

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--